

## 令和4年第1回訓子府町議会臨時会会議録

### ○議事日程

令和4年5月9日（月曜日） 午前11時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第24号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）について
- 第5 議案第25号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第26号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第29号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第30号 財産の取得について

○出席議員（10名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	須 河 徹 君
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
企 画 財 政 課 業 務 監	本 庄 朋 美 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開会の宣言

○議長（須河 徹君） 皆さま、ご苦労さまです。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和4年第1回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） 西森議会運営委員会委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（西森信夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、令和4年第1回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は7件、議員提案が1件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、令和4年第1回臨時町議会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応といたしましては、本臨時会においても、マスクの着用、手指の消毒など、感染防止のため、引き続き、取り組むことといたしました。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（石岡宏造君） 本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が7件、議員提案による議案が1件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、10番、河端芳恵君、1番、余湖龍三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで、本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございまずので発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。本日は第1回臨時町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ゴールデンウィークは穏やかな日が続きましたが、雨が時折降ったものの、風がやむこともなく、大変な強風に見舞われたということも実感でございます。風によってビニールハウスの倒壊や、あるいはビートの苗等が飛ばされたりとかという被害が出てるところでございますけども、出来秋には影響のないことを祈っているところでございます。

2点目に、もう先の定例でも議会の皆さんの議決をいただいたロシアによるウクライナの侵略でございます。今日、9日はナチスドイツから旧ソビエトが解放された記念の日だということで、それにめがけてウクライナ市民に対する侵略、あるいは攻撃が続けられているところで大変危惧しているところでございます。何とか早く平和が訪れることを祈らずにはられない状況でございます。

さて、3点目でございます。ゴールデンウィークの真ただ中に斜里町ウトロの観光船が沈没いたしました。私どもも斜里の友人たちともその時に集まりを持っておりましてけれども、ただちに帰町し、そして職員もあげて救出、あるいは支援にまわっている。馬場町長を中心にしながら対応に苦慮しているところでございますけれども、26名の犠牲者、そしていまだまだ12名の方の生存が確認されていないという状況でございます。サルベージ船、そしてまたロシア領に対する巡視艦等々の搜索が今も続いているところでございますけれども、この点についても1日も早く全体が明らかになり、そして生きて帰ってくることを祈らざるを得ない状況でございます。

さらに、4点目です。令和4年の1月1日付けで本町のコロナ感染者は79名に達しているところでございます。ただ、重傷者がいないのがせめてもの救いでございますけれども

も、全国的にみてもゴールデンウィーク後の感染者が増えてきているという状況でございますけども、そういったことの影響のないように祈らざるを得ないというところでございます。第3回目のワクチンを終え、第4回目が5か月をおいて6月から発送し、そして7月から接種開始ということになっております。ワクチン接種が3回、4回と続くことが本当にいいのかどうか、60歳以上で基礎疾患がある方、そして医師が認めた人たちを対象とするということでもありますけども、まだ具体的なことは明らかになっておりませんけれども、こうした申し上げた点でも大変重苦しい昨今の状況でございます。

さて、それでは、本臨時町議会にあたり提案しております概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の補正予算案についてであります。853万4千円の追加補正を提案させていただきます。内容は、すべて新型コロナウイルス感染症対策関連経費となっております。

まず、感染拡大防止のための各施設にアクリルパーテーション、サーマルカメラ、アルコールディスペンサーの整備とこども園の施設共用部分の定期消毒、抗原検査キット購入と町外に暮らす学生の生活支援を目的とした学生支援ふるさと小包事業について、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金684万8千円を活用し計上してございます。

また、新型コロナワクチンの4回目接種に伴う経費を提案させていただきます。

次に、条例改正についてであります。

期末手当支給割合の改正に伴う町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与に関する条例と職員の給与に関する条例の一部改正を提案させていただきます。

また、地方税法の改正等に伴う町税条例の一部改正、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例延長による訓子府町介護保険条例の一部改正をそれぞれ提案させていただきます。

次に、財産の取得については、スクールバス購入に関して議会の議決を求めるものでございます。

次に、専決処分の承認を求めることについては、子育て世帯臨時特別給付金事業の繰越明許費の補正について、専決処分を行いましたので、承認を求める提案をさせていただきます。

以上、議案7本につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。本臨時町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

#### ◎議案第31号

○議長（須河 徹君） 日程第3、議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書27ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の27ページをお開きください。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分は、子育て世帯臨時特別給付金事業の繰越明許費の補正について専決処分をしたものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第18号）の繰越明許費の補正について説明をいたします。

第1条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費補正について定めており、次のページの第1表により説明をさせていただきますが、この内容につきましては、30ページの繰越明許費に関する調書をご覧くださいと思います。

表の一番下になりますけれども、3款、2項、1目、児童福祉総務費の子育て世帯臨時特別給付金事業につきまして100万6千円を令和4年度に繰り越すものです。

繰り越しの理由ですが、既に出生しており、令和4年3月31日までに申請があったもの、または令和4年3月31日までに生まれた新生児については4月1日以降の申請でも支給対象者となり4月以降の給付金の支給となることから繰り越すものです。

なお、事業の財源内訳は記載のとおりです。

このことによりまして、令和4年度に繰り越す金額は6事業合計で1億2,663万6千円となります。

以上、令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第18号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第24号

○議長（須河 徹君） 日程第4、議案第24号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第24号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ853万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ48億4,363万4千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりであります。これについてはご覧いただくこととし、この後3ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を中心に行い、最後に歳入の説明を行いたいと思います。

まず、歳出の4ページをお開きください。

2款、1項、1目、一般管理費の事業区分、庁舎等維持管理事業の需用費の消耗品費では、新型コロナウイルスの飛沫による感染防止のためアクリルパーテーション200枚とポンプに触れず消毒液が手に取れる非接触型消毒器であるアルコールディスペンサー3台を設置するため133万3千円を追加。

備品購入費の施設用備品では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、非接触かつカメラでとらえた体の表面温度を感知するサーマルカメラ3台を設置するため80万9千円を計上。

なお、この後の提案説明中の「サーマルカメラ」につきましては、新型コロナウイルス感染予防を目的としまして同様の機能を持つ非接触で体の表面温度を感知するカメラでございますので、単に「サーマルカメラ」とさせていただきます。

その下の6目、住民活動費の事業区分、地域集会所等維持管理事業の需用費の消耗品費では、地域集会所等におけるウイルス感染症防止のため日ノ出地区ふれあいセンター、鉄北地域集会所、末広地域集会所にアクリルパーテーションを各10枚設置することから32万4千円を追加。

その下の8目、企画費、事業区分、企画一般事業の需用費の消耗品費では、町外に暮らす学生に対して生活の支援等を目的に1人1万円分のふるさとの特産品を送付することから、90名分の経費として91万7千円を追加。

役務費の通信運搬費では、特産品の送料として14万5千円の計上。

その下の表の3款、1項、3目、温泉保養センター費の事業区分、温泉保養センター管理運営事業の備品購入費、施設用備品では、サーマルカメラを1台設置することから27万円を計上。

次のページの上の表、3款、2項、4目、児童センター費の事業区分、児童センター運営事業の備品購入費の施設用備品もサーマルカメラ1台を設置するため27万円を計上。

5目、子育て支援センター費の事業区分、子育て支援センター運営事業の備品購入費、施設用備品につきましても、サーマルカメラを1台設置するため27万円を計上。

その下の表の4款、1項、2目、予防費の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業の役務費では、新型コロナウイルスワクチン4回目接種にかかる接種券等を5月末から6月頃に郵送するため、通信運搬費32万円を計上。

委託料のシステム改修業務では、ワクチン4回目接種に伴う予防接種台帳システムの改修経費として83万円を計上。

接種券等作成業務では、接種券の印刷、折り込み物の封入処理等にかかる作成、処理する経費として53万6千円を計上。

事業区分、感染症予防対策事業の需用費、消耗品費では、唾液による検査により10分程度と従来のものより短時間で判別が可能な新型コロナウイルス抗原検査キットを購入することから、感染者または濃厚接触者と接触したなどで不安を感じている町民用に300個、事業所内で集団感染が発生した場合など町内事業者用等に400個、合計で700個を用意するため123万2千円を計上。

次のページの上の表の5款、1項、1目、労働諸費の事業区分、勤労者福祉会館維持管理事業の需用費の消耗品費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とし、勤労者福祉会館、西地域集会所になりますけれども、アクリルパーテーションを10枚設置することから10万8千円を追加。

その下の中段の表の10款、4項、1目、こども園費の事業区分、こども園運営事業の備品購入費の施設用備品では、サーマルカメラを1台設置することから27万円の計上。

事業区分、こども園維持管理事業の委託料では、感染予防対策のため施設内の共用部分の消毒を定期的に行うことから、清掃管理業務34万4千円を追加。

一番下の表の10款、5項、2目、公民館費の事業区分、公民館維持管理事業の需用費、消耗品費では、感染予防対策のため、アルコールディスペンサーを1台設置することから8千円の追加。

備品購入費の施設用備品では、サーマルカメラを1台設置することから27万円の追加。

次のページの10款、5項、3目、図書館費の事業区分、図書館維持管理事業の需用費、消耗品費では、アルコールディスペンサー1台を設置することから8千円の追加。

備品購入費では、サーマルカメラ1台を設置することから27万円の計上。

次に、3ページに戻りまして、歳入になります。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金では、町独自の新型コロナウイルス対策事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金684万8千円の追加。

3目、衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン4回目にかかる費用に対する補助として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金168万6千円を計上。

以上、令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。今、説明いただきました。全体の中で各施設でサーマルカメラとかアルコールの予算出ましたけれども、日出地区もこの間、会議あったときに、消毒液はあったんですが、ほかに何もないということに会議に参加した人たちが聞いて、どうなっているんだろうねという話が出たところなんですけれども、今、コロナ発生からもう3年目に入っていますが、それぞれの地域集会所およびここに出ている施設では今までどのように対応していたのかをお伺いしたいことと、あとサーマルカメラ、以前22万という、以前学校で設備したときに22万という金額だったと思うんですが、この27万というのは、同じものではないのか、その辺の説明をお願いいたします。



○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 今コロナ対策でのということで、日出のふれあいセンターということと他の地域もですかね、いろいろ利用状況なども見ながら、サーマルカメラとかアクリルパーテーションとか消毒液を設置している状況でございますので、日出の方、確かに消毒液ですかね、対応しているんですけど、利用状況から見たら他のところよりはということなんですけど、あらためてこの地域からとかこれだけ使ってこれだけ必要だということであれば対応を考えたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） サーマルカメラについて、学校で整備したものと違うものかということで、違うものがございます。若干高さが変わったりですとかという機能がちょっと違うだけぐらいのものですけれども、庁内の今回整備するものはすべて同じような仕様のもを整備するというので今回提案させていただいております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。4ページの企画費の学生応援ふるさと小包ですが、これ以前にもあって、またこれの対象になる要件というのは、どのようになっていますか、あと周知方法はどのようになっているか。

あと先ほどからサーマルカメラと施設用備品とアルコールディスペンサーですね、これが併用でなっているところもあります、サーマルカメラだけのところもあります、そういうところはアルコールディスペンサーが既に備えられているということなのか。あとアルコールの補充だとか、そういう消耗品的なことはどのようになっているのか伺います。

5ページの予防費の中の感染症予防対策事業の抗原検査キット、これ唾液で10分程度でわかるということで、これ町民用と事業者用、それぞれ配るというか、町民用の場合でしたら、どのような、例えばちょっと道外行ったり、いろんなところで心配だから検査したいというふうに、一般町民がそれを利用できるのか、そのあたりどういうふうになっているか伺います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 4ページの企画費のですね、企画一般事業の学生応援の対象者ですけども、対象者につきましては訓子府町在住の子で町外在住の学生さんということでございます。それと周知につきましては、町の広報とですね、ホームページ等で呼びかけをして募集をしたいと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） ディスペンサーの関係でございますけれども、今現在、玄関に必ず設置してあるものですけど、各施設にはまず備わっていると思っております。今回はサーマルカメラを取り付けるのと同じようにアルコールディスペンサーも方針でつけるというような考えでおります。

消耗品につきましては、既に十分な量を庁舎の方で備蓄しておりますので、そちらの方を活用していくということで考えています。もちろん不足したら、その都度買い替えていくということで考えております。

抗原検査キットにつきましては、現在、町で行っておりますPCR検査キットの配布事業、あれと同じ内容で町民に配布するという考えでありますので、現行で言えば、感染者ですとか濃厚接触者と接触した方、それで不安を感じている方については配ります。あとは町民で管外に連続2日以上滞在している方や滞在を見込んでいる方などにつきましても配布をしております。そのような感じで現在のPCR検査キットの配布事業がそのまま抗原検査キットの配布事業に移行していくというような感じで考えていただければよろしいかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第25号、議案第26号、議案第27号

○議長（須河 徹君） この際、日程第5、議案第25号、日程第6、議案第26号、日程第7、議案第27号は、関連する議案なので一括議題といたします。各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。まず、議案第25号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

議案書の8ページをお開きください。議員提案であります。

議案第25号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

令和4年5月9日提出。

本案の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。訓子府町議会議員 西森信夫、同じく、泉愉美、同じく、西山由美子、同じく、工藤弘喜の4名でございます。

例年であれば昨年11月に、閣議において、国家公務員の給与については、8月10日の人事院勧告どおり、期末手当等の支給基準日である12月1日前に改正施行されるところ、法律案の提出が2月の通常国会までズレ込み、成立が本年4月6日、施行が4月13日となり、令和3年の人事院勧告を受けた国家公務員の期末手当の引き下げ相当額は、令和4年6月期末手当で調整されることとなりました。

この条例改正につきましては、従来から、この勧告に基づき改正してきている町の特別職に準じて議会議員の期末手当を改正してきている経過を踏まえ、本年4月27日の総務文教常任委員会および4月28日の産業建設常任委員会において協議を行い、同じ率の改定を決定し、この条例案を提案させていただくものであります。

それでは、記以下について、ご説明をいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

表の右側が現行であり、左側が今回の改正案でありまして、改正箇所には下線を引いております。

なお、内容の説明につきましては、下段にあります期末手当改正概要にて、ご説明をいたします。

まず、第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改めるものとし、年間の支給月数を4.45か月から0.15か月引き下げ4.3か月とするものであります。

次に、1ページ戻りまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2条の規定につきましては、本来、令和3年12月に令和3年度分として減額される0.15か月分の期末手当の額を令和4年6月に支給する期末手当から減額する特例措置となります。

以上、議案第25号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第26号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書10ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書10ページをご覧ください。

議案第26号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

次の議案第27号で職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただきますが、この中で期末手当の支給割合が改正となりますことから、これに準じて町長、

副町長及び教育委員会の教育長の期末手当支給割合を改正しようとするものでございます。

経緯等につきましては、次の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由で一括でご説明させていただきます。

改正内容につきましては、次の11ページ、中段の期末手当改正概要という表によりご説明いたします。

今回の改正では、(1)の表の一番右側の欄にありますように現行の年間の支給割合を4.45月から4.30月に0.15か月分引き下げる内容となっております。

また、その下の(2)では、令和4年6月期分のみの特例措置として改正後の支給割合により算定された期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を昨年の12月期に本来減額となる予定だった分の金額を調整額として減額して支給することとしております。

前のページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1条では、施行期日を規定しており、公布の日からの施行としております。

第2条では、先ほどご説明いたしました昨年12月期に本来減額となる分の期末手当の額を調整額として令和4年6月分の期末手当の額から減額する旨を。また、その調整額が基準額以上となる時は期末手当を支給しない旨を規定してございます。

第3条で規則への委任として、この改正条例の定めるものほか、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

以上、議案第26号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書12ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書12ページをご覧ください。

議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

先ほど経緯につきましては、議案第25号でご説明をいただいたとおりでございます。このような内容から自治体においては、職員の給与改定について、国に先行して実施しないよう総務省から技術的助言がなされていることもございますので、本町では職員の給与に関する条例等の改正案の提案を見合わせておりましたけれども、このたびの給与法の成立および施行を受けまして、本臨時町議会での提案をさせていただいているところでございます。

では、改正内容につきまして、14ページ、中段の期末勤勉手当改正概要という表によりご説明をさせていただきます。

(1)の一般職員及び再任用職員の期末・勤勉手当の改正では、まず、大きく一般職員の支給割合については4.45月だったものを4.3月に0.15月分の引き下げでございます。同様に再任用職員の支給割合についても2.35月だったものを2.25月に0.1月分引き下げる改正としてございます。

その下の表でそれぞれの内訳が記載されております。

まず、一般職員につきましては、6月期の期末手当を1.275月から1.2月へ0.075月引き下げ。次の6月期の勤勉手当につきましては変更なく0.95月として合計で2.225月を2.15月へ0.075月引き下げる改正でございます。

同じく右の欄で同様の改正を12月期のものもしまして、一番右側の欄でございます。年間の支給割合につきましては、期末手当を2.55月から2.4月へ。勤勉手当に変更はなく、合計で4.45月から4.3月へ0.15月引き下げる改正となります。

その下の再任用職員の表も同様でございます。6月期の期末手当を0.725月から0.675月へ0.05月引き下げ。勤勉手当の変更はございませんので、6月期の合計は1.175月から1.125月へ0.05月引き下げとなります。同様に12月期も右側の欄で改正をいたしまして、一番右の年間支給割合につきましては、合計で2.35月を2.25月へ0.15月引き下げる改正をするものでございます。

次に(2)として記載しております令和4年6月に支給する期末手当の特例措置について掲載しております。

今回の改正後の支給割合により算定された期末手当の額から令和3年12月期に支給された期末手当の額に一般職員では127.5分の15、再任用職員では72.5分の10を乗じて得た額を調整額として6月期分から減額して支給するものでございます。本来であれば昨年12月に行われる予定だった令和3年の人事院勧告を受けた国家公務員の期末手当引き下げに準じた改正により減額となる予定であった期末手当相当額を調整額として6月期で減額支給するものでございます。

13ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1条では、施行期日を規定しておりまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2条では、ただいま説明いたしました調整額について規定しております。

また、調整額が期末手当の基準額以上となる場合は期末手当は支給しない旨をあわせて規定しております。この場合につきましては勤勉手当のみの支給となります。

第3条については、第2条で定めたもののほか、必要な事項は規則で定める旨、規定してございます。

以上、議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(須河 徹君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、一括議題の議案第25号、議案第26号、議案第27号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりまして、議事進行上、会議規則第55号のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

はじめに議案第25号の質疑を許します。議案書8ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第25号の質疑を終了いたします。

次に、議案第26号の質疑を許します。議案書10ページ。  
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第26号の質疑を終了いたします。  
次に、議案第27号の質疑を許します。議案書12ページ。  
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第27号の質疑を終了いたします。  
以上をもって一括議題の質疑を終了いたします。  
これより一括議題の討論を行います。  
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。  
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより一括議題の議案第25号、議案第26号、議案第27号の採決をいたします。  
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。  
議案第25号、議案第26号、議案第27号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。  
よって、議案第25号、議案第26号、議案第27号は、いずれも原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第28号、議案第29号、議案第30号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第8、議案第28号、日程第9、議案第29号、日程第10、議案第30号を議題といたします。

各案に対する提案理由の説明を求めます。

まず、議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書15ページです。

町民課長。

○町民課長(坂井毅史君) 議案書15ページになります。

議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例(昭和25年条例第8号)等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の条例改正については、本年4月1日に地方税法の一部を改正する法律および地方税法施行令などの一部を改正する政令が施行されたことに伴い改正するものでございます。

主な内容につきましては、DV(ドメスティックバイオレンス)被害者等の保護のため、証明書等の記載事項の制限。町民税の株式等譲渡所得にかかる課税方式について、取り扱いの煩雑さを考慮し、所得税と一致させる措置。新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ

景気回復に万全を期すための商業地等にかかる固定資産税の軽減措置。また、高齢化の影響で医療給付等が増加し、被保険者の所得が伸びない状況である中、負担の公平性の確保および中間所得層の負担軽減を図る観点から国民健康保険税の課税限度額の引き上げなどが主な内容となっております。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

改正条文につきましては、16ページから20ページまで、2条立てとなっております。16ページから第1条、18ページ下段から第2条を記載しております。

改正条文につきましては、長文かつ複雑であるため、21ページ以降の町税条例等の一部を改正する条例の概要により、主な改正点について説明させていただきます。

21ページをお開きください。

それぞれ項目の表の改正規定の主な内容の下に適用日、施行日を記載していますが、この説明については記載のとおりでありますので省略させていただきます。

それでは、第1条による改正を説明いたします。

項目1. 納税証明書の手数料（第18条の4）につきましては、登記所においてDV被害者等である旨の申し出を行った者の保護のため、住所に代わる事項を追加するなどとする法律改正に伴う整理でございます。

項目2. 所得割の課税標準（第33条）は、特定配当等および特定株式等譲渡にかかる所得について、町税の課税にあたり事務が煩雑であることから、課税方式を所得税と一致させることとする規定です。

続いて、項目3. 寄付金控除（第34条の7）は、所得税法により平成26年度から7年間経過措置されていた一部公益財団法人の経過措置の終了に伴う整理でございます。

項目4. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除（第34条の9）は、項目2同様、特定配当等および特定株式等譲渡に係る所得について、課税方式を所得税と一致させることとする規定でございます。

項目5. 町民税の申告（第36条の2）、項目6の（第36条の3）は、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整理と法律改正に伴う項ズレ、文言の整理でございます。

項目7の個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書（第36条の3の2）は、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項に配偶者の氏名を追加する規定でございます。

項目8. 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書（第36条の3の3）は、合計所得金額が900万円以下の所得割の納税義務者のうち、退職手当等を有する一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者に提出義務を追加。また、記載事項に配偶者氏名を追加する規定です。

続いて、22ページ。

項目9. 法人の町民税の申告納付（第48条）は、法律改正に伴う項ズレの整理でございます。

項目10. 固定資産税課税台帳の閲覧及び記載事項の証明の手数料（第73条の2）は、項目1同様、DV被害者等保護の観点から固定資産税課税台帳の閲覧や証明書の交付において、記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命や身体に危害が及ぶ恐れがある場合は住所を削除するなどの必要な措置を講ずる規定でございます。

項目11の課税額（第142条）および項目12の国民健康保険税の減額（第163条）は、国民健康保険税の基礎分および後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げで基礎分が現行63万から65万に。後期高齢者支援金分は、現行19万から20万円となります。これにより、変更のない介護納付金分とあわせた課税限度額の合計は102万円となります。

項目13. 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除（附則第7条の3の2）は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷や建築資材高騰等の現状を踏まえ、住宅借入金等特別控除が延長されるもので、現行、居住年が令和3年、控除期間が15年までであるものを令和7年、令和20年度までとなります。

続いて、項目14の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（附則第10条の2）は、地方自治体が自主的に判断して条例決定ができる仕組み、いわゆるわが町特例の規定ですけれども、法律改正に伴う項ズレの整理でございます。

項目15. 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告（附則第10条の3）は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充をする規定でございます。

項目16の宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例（附則第12条）は、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の現行5%から2.5%に引き下げる激変緩和措置をする規定でございます。

続いて23ページ。

項目17の上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例（附則第16条の3）は、特定上場株式等の配当等の所得に係る部分の町民税の課税は、所得税において申告分離課税を選択している場合に限り適用する規定です。

項目18の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例（附則第17条の2）は、引用条項（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例）の削除に伴う規定の整理でございます。

項目19. 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例（附則第27条の2）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和2年に緊急対策として新設された国民健康保険税の減免措置について、依然として感染が収束していないことから、令和3年度までとしたものを令和4年度まで1年間延長するものでございます。

続いて、中段の第2条による改正、町税条例等の一部を改正する条例でございます。

これは昨年改正した条例を改正するものでございます。

項目1の令和3年改正条例（第36条の3の3）は、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整理でございます。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第29号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書24ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書24ページになります。

議案第29号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由



の説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、一昨年から実施しております新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった第1号被保険者に対します介護保険料の減免措置について、依然として感染が収束していない状況にあることから、令和3年度までとしていた減免措置を令和4年度についても1年間延長するものでございます。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例。

訓子府町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

25ページの新旧対照表の方で説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてごさいます。

附則第7条中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改め、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改めるものでございます。

24ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第29号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第30号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書26ページです。

建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 議案第30号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。議案書の26ページをご覧ください。

議案第30号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、事業名は、スクールバス購入事業（北訓線）であります。

契約の相手方につきましては、先日、2社による入札の結果、東北海道日野自動車株式会社北見支店 支店長 坂上和年氏で、契約金額は2,508万円でございます。なお、予定価格につきましては2,620万7,500円でございます。

車種につきましては、日野自動車中型バスであります。

形式は、2DG-RR2AJDV、駆動方式は後輪駆動、乗車人数は40人乗り以上であります。

令和2年度に購入いたしました中の沢線、それと同じ車両でございます。

納期につきましては、令和5年1月13日としております。

以上、議案第30号 財産の取得についての提案説明をさせていただきました。ご審議

の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 以上で、議案第28号、議案第29号、議案第30号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第28号、議案第29号、議案第30号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第28号の質疑を行います。議案書15ページ。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜議員。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。申し訳ないんですけども、町税条例に関わって、先ほど説明いただいた22ページの枠組みがありますけれども、その3段目の枠組みの中の、いわゆる課税額として、国民健康保険税の基礎分と後期高齢者支援金分の限度額の引き上げに関わった質問になります。何点かありますけれども、端的に質問したいと思いますが、一つは基礎課税限度額が63万から65万、2万円上がることによって、本町の国民健康保険税にどのような、いわゆる増になるのかということです。

それともう一つ、対象人数というか、どのぐらいの人数の方がこの65万円の限度額ということになってくるのか。もし分かっておられるのであればお答えいただきたいと思えます。

それからもう一つが、先の3月の議会で令和4年度の国民健康保険の予算を議決しているところでありまして、今回のこの課税額の限度引き上げに伴う予算は、おそらく反映されて、先の3月議会の議決の中では反映されていない予算であったのか、もしくは、これが含まれた予算として3月に提案されたのか、ちょっとそこら辺の説明をお願いをしたいと思います。

それから、もう一つ、最後ですけれども、今回のこの課税限度額引き上げが国保の都道府県化に伴って、話によれば令和4年から、いわゆる北海道均一の保険料の平準化ということが言われておりましたけれども、この一環ということではない、いわゆる平準化に伴う、この限度額引き上げということなのかどうかも含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。前の話でいけば、おそらく、いわゆる率の問題が平準化の時には問題になるのかなというふうな話も聞いておりましたけれども、それと連動されたような中の限度額の引き上げになってくるのかどうか。この点について、お答えいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 今、22ページの国民健康保険税の限度額の引き上げのことでの3点のご質問だったと思えます。

まず、人数と額なんですけども、今年度についても確定申告、所得税の確定申告が4月15日まで期限が延長されてまして、今まだ試算、これから今、取り込んで試算するところなんですけども、ですので、人数と額については、申し訳ございません、今のところ把握してない状況でございます。

それから、改正の後の当初予算の計上だったということかと思えますけども、それにつ

いては、元の税率での予算計上でございます。

3点目、道の平準化にあわせた限度額の改正かということだったと思いますけども、今回の条例改正、限度額の改正については、はじめにご説明させていただいたとおり所得が伸びない状況の中、負担の公平性の確保と中間所得層の負担軽減を図る観点からの改正でございますので、道の平準化とは別な条例改正となっております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号の質疑を行います。議案書24ページ。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第29号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号の質疑を行います。議案書26ページ。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第30号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣言

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和4年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。  
本日は大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後12時12分